

建設局人権行政推進委員会設置要綱

(設 置)

第 1 条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取り組みについて、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、建設局に「建設局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(組 織)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、建設局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、本部長、理事をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(委員長等の職務)

第 3 条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第 4 条 委員会は委員長が召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を述べさせることができる。
- 3 委員長は協議事項に応じて関係する課長等に必要な事務を行わせることができる。

(協議事項)

第 5 条 委員会は次の事項について協議する。

- (1) 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取り組みに関すること
- (2) 局における人権教育・啓発・職員研修の取り組みに関すること
- (3) その他、委員長が必要と認める事項に関すること

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、総務部総務課において処理する。

(施行の細目)

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 1 月 13 日から施行する。
- 2 建設局人権啓発推進委員会設置要綱（1996（平成 8）年 6 月 11 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条第 4 項関係）

	補職名
委員	総務部長
	管財担当部長
	企画部長
	都心活性化担当部長
	工務担当部長
	道路公園・下水道設備担当部長
	道路河川部長
	街路担当部長
	下水道部長
	下水道資源循環担当部長
	公園緑化部長
	事業連携担当部長
	公園企画運営担当部長
	公園活性化担当部長
	東部方面管理事務所長
	西部方面管理事務所長
	南部方面管理事務所長
	北部方面管理事務所長
	臨海地域連絡調整担当部長
	臨海地域事業調整担当部長
	淀川左岸線 2 期建設事務所長
	臨港方面管理事務所長